

令和3年5月20日

〒812-0051
福岡市東区箱崎ふ頭3-1-35
西部ガスリビング株式会社 御中

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201
電話：095-895-8520 F A X：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝

(申入担当者 弁護士 横山公一)

(電話095-827-0356)



申 入 書

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、御社の「警報機・住居用消火器個別リース契約約款」（2019年4月1日作成にかかるもの。以下「本件約款」といいます。）を当法人において検討して趣旨不明だった条項について、昨年11月24日付で御社に照会したところ、御社からは本年1月20日付でご回答を頂きました。

御社のご回答を当法人において検討した結果、本件約款の一部に消費者契約法に違反する条項があると判断しましたので、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入れに対する御社のお考え・ご対応等を、文書にて、令和3年7月末日までに、当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

第1 申入れの趣旨

- 1 本件約款第10条(1)項¹から③号²を削除して下さい。
- 2 本件約款第12条³から「お客さまが消火器リース期間中に都市ガス以外のエネルギーに切替える場合」を削除して下さい。

第2 申入れの理由

1 はじめに一消費者契約法の適用について

事業者と消費者との間の消費者契約については、消費者契約法が適用されます。この点、事業者とは、「法人その他の団体」等を指すところ（消費者契約法第2条第2項⁴）、御社は株式会社であって「事業者」に該当します。また、御社顧客には、営業とは無関係に個人として利用されている方が数多くいらっしゃるものと存じます。そのため、御社顧客の多数が「消費者」（同法第2条第1項⁵）に該当します。

よって、御社と顧客との間の警報器又は住宅用消火器リース契約は、その多くが消費者契約法の適用される「消費者契約」（同法第2条第3項⁶）に該当します。そのため、御社は、消費者である顧客と契約を締結するに際し、消費者契約法を遵守していただく必要がございます。具体的には、契約内容を定めるに際し、また消費者契約の締結を勧誘するに際しては、消費者契約法を念頭においていただく必要があり、契約条項が消費者契約法に違反する場合には当該契約条項が無効となります。

本件約款にも消費者契約法が適用されますので、同法に違反する条項は無効となります。

-
- 1 本件約款第10条(1) 当社は、リース期間中、お客さまに次に該当する事由が生じたときは、何等の催告することなく本契約を解除することができます。
 - 2 本件約款第10条(1)③ ガス料金の滞納等によりガスの供給を停止されたとき。
 - 3 本件約款第12条 当社は、お客さまが消火器リース期間中に都市ガス以外のエネルギーに切替える場合や、その他お客さまのご都合で（引越し含む）リース契約を解約される場合、解約日の属する月のリース料金と、別途定める売渡し率にて算定した売渡し金額の合計金額を請求しお売渡しのうえリース契約を終了させていただきます。
 - 4 消費者契約法第2条第2項 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。
 - 5 消費者契約法第2条第1項 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。
 - 6 消費者契約法第2条第3項 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

2 本件約款第10条(1)項③号について

- (1) 消費者契約法第10条⁷は、任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効と定めています。

これは、消費者契約の条項が、任意規定によれば消費者が本来有しているはずの権利を制限し、又は任意規定によれば消費者が本来負うこととなる義務を加重している場合（すなわち、任意規定から消費者に不利な方向に乖離している場合）であって、かつ、当該条項の援用によって、民法第1条第2項で規定されている信義則に反する程度に一方的に消費者の利益を侵害する場合（すなわち、当該乖離が消費者契約において具体化される民法の信義則上許容される限度を超えている場合）には、当該条項を無効とするものです。

消費者庁の逐条解説では、本条により無効とされる可能性がある条項の例として、事業者からの解除・解約の要件を緩和する条項が挙げられています。

- (2) これを本件についてみますと、御社の警報器又は住宅用消火器リース契約は、あくまで御社と顧客との間の契約であり、顧客が西部ガス株式会社との間で締結したガス小売供給契約とは関係がありません。民法541条等では、債務不履行があった場合の解除が認められていますが、ここでいう債務とは、解除の対象となる契約上の義務と解されます。したがって、任意規定によれば、顧客は本来、ガス料金支払債務の不履行を理由に警報器又は住宅用消火器のリース契約を解除されることはありません。

ところが、本件約款第10条(1)項③号は、ガス小売供給契約上の義務であるガス料金の滞納等によるガスの供給停止という警報器又は住宅用消火器のリース契約とは関係がない事由による解除を御社に認めています。しかも、「何等の催告することなく」解除が認められており、顧客にとっては、リース契約上の地位がより一層不安定になっているといえます。

これは、任意規定によれば消費者が本来有しているはずの権利を制限し、又は任意規定によれば消費者が本来負うこととなる義務を加重している場合であり、かつ、信義則に反する程度に一方的に消費者の利益を侵害するといえます。

⁷ 消費者契約法第10条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(3) なお、本件約款第12条(1)項③号の趣旨について、御社から、御社のリース料金徴収がガス料金と合算請求であるため、ガス料金が支払われなければ自動的に契約解除となる旨のご回答を頂きました。

しかし、そうであれば、ガス料金と合算請求であるとしても、リース料金の滞納が実質的な解除事由なのですから、リース料金の滞納を解除事由とすべきです。「ガス料金の滞納等によりガスの供給を停止されたとき」がガスの供給を停止される程度にガス料金の滞納をしたときを意味するのだとすれば、例えば、ガス料金を2か月連続して滞納した場合にガスの供給が停止されるのなら、リース料金を2か月連続して滞納したときと定めればよいはずですが。

「ガス料金の滞納等によりガスの供給を停止されたとき」のままだと、ガス料金の滞納以外の理由によりガスの供給を停止されたときも含むように解されます。仮にそのような場合があるのだとすれば、リース料金の滞納とは全く関係がない事由による解除が認められてしまうこととなります。

また、本件約款第4条⁸によれば、リース料金は、ガス料金と合算請求でない場合もあるようです。この場合も、「ガス料金の滞納等によりガスの供給を停止されたとき」のままでは、リース料金の滞納とは関係がない事由による解除が認められてしまいます。

そもそもリース料金をガス料金と合算請求するのは、御社の事務処理上の便宜のためであり、顧客にとっては合算請求であれ本件約款第4条の定める口座振替又はクレジットカード決済であれ負担は変わりません。それにもかかわらず、合算請求であるからといって、ガス料金の滞納等によるガスの供給を停止されたときの無催告解除を認めることは、実質的には、リース契約に基づいて顧客にリース料金のみならずガス料金の支払まで強制していることになり、これを正当化することはできないと考えます。

したがって、当法人は、御社のご説明では、本件約款第10条(1)項③号を正当化するには足りないものと判断しました。

(4) 以上のとおり、本件約款第10条(1)項③号は、誠に遺憾ながら、消費者契約法第10条に違反するものと考えざるを得ません。

したがって、同号を削除して頂きますようお願い申し上げます。

3 本件約款第12条について

⁸ 本件約款第4条 お客様は、暦月によって算定されたリース料金（消費税等相当額を加えたものとする。以下同じ。）を、原則として西部ガスが行うガス料金の請求と併せて一緒に支払いただきます。リース料金のみ請求させていただく場合は、口座振替あるいはクレジットカードでお支払いただき、請求日を毎月初といたします。

- (1) 本件約款第12条についても消費者契約法第10条に違反しないかを検討しますと、本件約款第12条は、住宅用消火器リース契約について、顧客が都市ガス以外のエネルギーに切り替える場合や、その他顧客の都合でリース契約を解約する場合、顧客に消火器を売り渡してリース契約を終了するとしています。

これは、契約の終了事由を定めるとともに、契約終了の効果を定めたものと解されます。このうち顧客が都市ガス以外のエネルギーに切り替える場合を契約の終了事由とした点は、消費者は本来、債務不履行等がない限りリース契約を途中で終了させられないはずですから、任意規定によれば消費者が本来有しているはずの権利を制限し、又は任意規定によれば消費者が本来負うこととなる義務を加重している場合に当たるといえます。

そして、その効果についても、次のとおり信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たるといえます。

- (2) 本件約款第12条の趣旨について、御社からは、御社の家庭用消火器は、西部ガスの供給エリアに居住し、都市ガスを利用している顧客との契約になるので、都市ガス以外のエネルギーに切替えた顧客には、リース料金回収が難しくなるため、解約をしなければいけない「事務手数料」として徴収する旨のご回答を頂きました。

しかし、御社のご回答のとおり「事務手数料」であるならば一定額であるはずですが、これに対し、本件約款第12条の効果は消火器を売り渡すということですから、顧客はそれぞれ異なる残リース料金の一括払を余儀なくされることとなります。これを事務手数料として正当化することは困難です。

そして、リース契約を終了しなければリース料金の回収が難しくなるという御社の事務処理上の都合と、リース契約の終了に伴って残リース料金の一括払を強制される顧客の不利益とを比較すれば、後者の不利益の方が遥かに大きいといえます。リース契約を終了しなくても、リース料金の回収は、本件約款第4条で定めるように口座振替又はクレジットカード決済で代替できますが、リース料金が終了されてしまうと、顧客が残リース料金の一括払を避けることは困難です。したがって、リース契約の終了を望んでいない顧客に対し、都市ガス以外のエネルギーに切替えただけで終了を強制するのは酷であるといえます。

したがって、都市ガス以外のエネルギーに切替えた顧客に対し、消火器の売渡しとリース契約の終了という効果を与えることは、信義則に反して消費者の利益を一端的に害することに当たります。

- (3) 以上のとおり、本件約款第12条のうち「都市ガス以外のエネルギーに切替える場合」に「解約日の属する月のリース料金と、別途定める売渡し率にて算定した売渡し金額の合計金額を請求しお売渡しのうえリース契

約を終了させていただきます。」とする部分は、誠に遺憾ながら、消費者契約法第10条に違反するものと考えざるを得ません。

したがって、本件約款第12条から「お客さまが消火器リース期間中に都市ガス以外のエネルギーに切替える場合」を削除して頂きますようお願い申し上げます。

第3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその理由）を、令和3年7月末日までに、当法人（長崎市賑町5番24号 向ビル201）へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

以 上